

【足立区高齢者保健福祉計画・第9期介護保険事業計画（中間報告）】

No	意見の概要	区の考え方
① 介護保険料について（601件）		
1	介護保険料の値上げはしないで下さい。（489件）	<p>1 介護保険料（基準額）は、今後3年間の介護保険給付にかかる費用を第1号被保険者数で割って、一人あたりの保険料基準額を算出しますが、介護サービスの利用者数が増えたり、施設整備を行って介護サービス施設が増えたりすると、介護給付費が増えてしまい、介護保険料の増額が避けられません。また、低所得者が多いほど、介護保険料が高くなる仕組みです。</p> <p>2 過去3年間の給付実績等を踏まえ、財源不足にならないことを大前提とし、総事業費等の推計を十分に精査したうえで、可能な限り介護保険料の上昇を抑制できるよう、最大限の努力をまいります。</p> <p><b>【上昇抑制のための取組み】</b></p> <p>(1) 再精査を行うもの</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 総事業費等の推計値</li> <li>② 第1号被保険者数、認定者数、利用者数の見込み数</li> <li>③ 保険料収納率</li> <li>④ 介護保険給付準備基金投入予定額</li> </ul> <p>(2) その他</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 保険料所得段階区分の多段階化</li> </ul>
2	介護保険料を値下げして下さい。（76件）	
3	介護保険料が高すぎます。（13件）	
4	他区に比べて保険料が高いのを何とかしてほしい。（8件）	
5	これ以上保険料などが上ったら、私たちの生きる力が下がってしまいます。	

【足立区高齢者保健福祉計画・第9期介護保険事業計画（中間報告）】

No	意見の概要	区の考え方
① 介護保険料について（601件）		
6	介護保険料が残ったから、国や都、区にもどしてしまうのはおかしくありませんか。介護保険料として次の値上げのために役立てるとかして、目的のために使ってもらえないなら、はらっている人にこそ返してほしいです。	1 介護給付費等にかかる国、東京都、区の公費負担については、介護保険特別会計において、年度毎に交付を受け、実績により精算を行うことで、適切な会計処理をしております。
7	黒字になったら、国・都・区へは返金があると聞く。でも、自己負担の私たちには返金はない。それならば、もっと福祉施策を充実してほしい。	2 区民の皆様からいただいた介護保険料（被保険者負担）は、第1号被保険者負担分と第2号被保険者負担分で取扱いが異なります。
8	23区で一番高い保険料で、しかも余った保険料の一定額を一般会計に戻すのは許せません。その分は介護に使うべきです。	3 65歳以上の方からいただいた介護保険料（第1号被保険者負担分）は、介護保険法に基づき、各個人に返還する等の方法ではなく、一旦、各保険者が設置する介護給付費準備基金に積み立てます。基金に積み立てられた剰余金は、次期介護保険料の上昇抑制に充てております。
9	区も多めに保険料を徴収し、何億円も残ったら一般会計に入れないで介護保険の見直しに残して下さい。	4 40歳から64歳までの方からいただいた介護保険料（第2号被保険者負担分）は、社会保険診療報酬支払基金から区に交付があり、上記の公費負担の流れと同様に、精算を行っています。
5 上記とは別に、一般会計では、介護サービス利用料の負担軽減や紙おむつの支給、配食サービスなどについて、さらなる施策充実を検討してまいります。		

【足立区高齢者保健福祉計画・第9期介護保険事業計画（中間報告）】

No	意見の概要	区の考え方
① 介護保険料について（601件）		
10	高所得者の介護保険料を上げ、低所得者の保険料を減らして下さい。（5件）	<p>1 介護保険は、40歳以上の国民全員で助け合う制度です。保険料については、住民税の課税状況や前年の合計所得金額などに応じた段階設定となっております。</p> <p>2 低所得者については、法律で定める料率を適用し、介護保険料を決定することとなります。</p> <p>3 所得の低い方への配慮を行っておりますが、原則として、一律免除することはできません。</p>
11	生活保護からも月々2030円もとるなんておかしい。生保は免除にしてほしい。	
12	年金生活で毎月ひやひやして過ごしている私達に無理な負担をこれ以上するなんて低所得者の身になって考えて見て下さい。	
13	昨年度、介護保険の財政結果をききますと、返納するお金がだいぶあったとききます。保険料を決める時に適正な見積もりではなかった結果だと思われます。今回はそれをきちんと見積もっていただき、保険者の負担にならないようお仕事をさせていただきます様お願いします。	<p>1 介護保険料基準額については、過去3年間の給付実績等を踏まえ、財源不足にならないことを大前提とし、総事業費等の推計を十分に精査したうえで、介護保険料の算定作業を行っております。</p> <p>2 足立区の介護保険給付費は年々増加しているため、仮に過去3年間の給付の実績どおりに介護保険料基準額を決めた場合、財源不足になる可能性が高いと考えております。</p>
14	1年間に予想される給付の額から保険料を求める今のやり方はおかしいと思います。過去3年間（見込みも含む）の給付の実績に基いて保険料を決めるべきです。	
15	なんだかんだいっても世界の貧困と比べれば、日本は恵まれた国であると思います。今の行政サービスを維持、発展させる費用として、現行の保険料から数百円～数千円くらいの値上げは、問題ないと思います。負担はしたくないけど、サービスは充実させて欲しいという、理屈は通用しないと思います。	<p>ご意見のとおり、介護サービスを充実させれば、介護保険料は値上げせざるを得ませんが、引き続き、総事業費等の精査に努めてまいります。</p>

【足立区高齢者保健福祉計画・第9期介護保険事業計画（中間報告）】

No	意見の概要	区の考え方
② 介護サービスの利用者負担について（55件）		
1	利用料を軽減して下さい。（26件）	1 介護保険制度では、介護が必要となった高齢者が、所得に応じて利用料の1～3割を負担していただくことで、介護サービスを受けることができます。しかし、1割負担のうち低所得の方には、以下のような利用者負担の軽減制度がございます。 (1) 利用者負担額が一定の上限（負担限度額）を超えた場合に、超えた分が申請により支給される制度
2	保険料を払っているのに、利用する時にまた利用料を払わなくてはいけないのはおかしい。利用料はただにすべき。（11件）	① 高額介護（介護予防）サービス費 ② 高額医療合算介護（介護予防）サービス費 (2) 低所得の要介護者が介護保険施設サービス等を利用した場合、食費・居住費が負担限度額までとなる制度 ① 特定入所者介護（介護予防）サービス費
3	利用料が高い。（6件）	(3) 生計困難者等に対する利用者負担額軽減制度 ① 社会福祉法人等による利用者負担額軽減制度 ② 介護保険サービス提供事業者による利用者負担額軽減制度 2 「(3) 生計困難者等に対する利用者負担額軽減制度」については、令和6年4月から区独自の介護保険サービス利用料軽減制度を新たに導入することを検討しております。
4	保険料を値上げするのでしたら、介護を受けやすく安心な生活を送れるようにして頂きたいです。	区民の皆様安心して生活を送っていただけるよう、区でも、様々な介護サービスを整備しています。生活する上で何かお困り事がございましたら、まずは、お近くの地域包括支援センターや介護保険課までご相談ください。
5	定年まで働いて、社会に貢献してきた老人に安心して足立区で余生を送れるような介護サービスが誰でも受けられるような事業望みます。	

【足立区高齢者保健福祉計画・第9期介護保険事業計画（中間報告）】

No	意見の概要	区の考え方
② 介護サービスの利用者負担について（55件）		
6	現在は要支援では老健施設での利用は出来ず、制度が後退しています。高い保険料を納めても利用出来なくなるのは不安です。	介護老人保健施設の入所については、介護やりハビリの必要性が少ない要支援の方の利用は想定されておりませんが、要支援の方は、短期入所療養介護のご利用が可能です。ご自身に合った介護計画を作成いただくため、担当のケアマネジャーに、十分にご相談いただきますよう、お願いいたします。
7	老健で各種の減免を使用出来る様に出来ませんか。	介護老人保健施設等で、低所得者が介護サービス等を利用した場合、食費・居住費が減額される「特定入所者介護（介護予防）サービス費」という制度をご利用いただけます。
8	介護保険料だけではなく、今後介護利用料も所得に応じて2割負担との声も聞かれ老後の心配は尽きません。（2件）	高齢者の負担能力に応じて、利用料負担が2割となる基準の見直しが国で議論されています。まだ、結論には至っておりませんので、国の動向等を今後も注視しつつ、結果については、あだち広報や区ホームページでお知らせしてまいります。
9	介護サービスの質を落とさず、介護保険のサービス内容を充実させてほしい。（6件）	区といたしましては、介護人材の確保に努めるとともに、介護事業所に対する研修や実地指導を行うことにより、介護サービスの質の向上や介護サービスの充実に努めてまいります。

【足立区高齢者保健福祉計画・第9期介護保険事業計画（中間報告）】

No	意見の概要	区の考え方
③ 施設整備について（58件）		
1	特別養護老人ホームを増設し、入所を希望したらすぐに入れるようにして下さい。（41件）	1 足立区では、令和2年に策定した「足立区特別養護老人ホーム整備方針（令和2年度～11年度）」に基づき、計画的に特別養護老人ホームの整備を進めています。新規整備の際には必ず多床室も整備するなど、多床室の確保にも努めてまいります。
2	特養に希望しても多床室は入れない。	2 令和6年度には、介護人材の確保や多床室の確保、施設の建て替えなどの課題を考慮し、整備方針の見直しを行う予定です。 3 待機期間の短縮を図るため、入所方法については、特別養護老人ホーム入所検討委員会作業部会にて見直しも行います。
3	少ない年金でも入れる特別養護老人ホームを作して下さい。（3件）	特別養護老人ホームに入所するには、介護度に応じて一定の利用料等の自己負担をしていただきますが、所得の低い方には、負担を軽減するしくみもありますのでご活用ください。
4	小規模多機能施設、グループホームを整備して下さい。（13件）	第9期（令和6年度～8年度）では、小規模多機能型居宅介護1か所、認知症対応型共同生活介護（グループホーム）2ヶ所の整備を進めてまいります。

【足立区高齢者保健福祉計画・第9期介護保険事業計画（中間報告）】

No	意見の概要	区の考え方
④ 介護人材の確保について（46件）		
1	<p>介護職員の処遇を改善して下さい。（45件）</p>	<p>1 区では、以下のような介護人材の確保・育成策、処遇改善策に取り組んでおります。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) ホームヘルパーのフォローアップ研修</li> <li>(2) 施設職員、介護支援専門員に対する研修</li> <li>(3) 区内の介護サービス事業所に勤務する介護職員に永年勤続表彰</li> <li>(4) 介護のしごと相談・面接会の開催</li> <li>(5) 介護人材雇用創出事業</li> <li>(6) 介護職員宿舎借り上げ支援事業</li> <li>(7) 生活支援サポーター養成講座</li> </ul> <p>2 令和6年度からの新規事業として、ケアマネジャーの資格取得研修や更新研修費用の助成を検討しております。</p> <p>3 質の高い人材の確保・育成及び人材定着に向け、これまでも国に対し、処遇改善を行うよう、特別区長会等を通じて要望してまいりました。今後もさらなる待遇改善のための支援について、引き続き、国に要望してまいります。</p>
2	<p>介護の人材を確保するために、介護学生を対象に奨学金制度をつくってください。区内の介護学校（介護福祉士養成）への運営費補助をお願いします。</p>	<p>1 東京都が介護分野における奨学金制度等を実施しているため、区独自の奨学金制度は考えておりませんが、今後も、介護人材の確保について、検討してまいります。</p> <p>2 若年層が介護の仕事に興味を持ち、将来的に働く場として選択できるよう、若年層を対象とした短期の就労体験事業の実施に向けて検討しております。</p>

【足立区高齢者保健福祉計画・第9期介護保険事業計画（中間報告）】

No	意見の概要	区の考え方
⑤ 介護報酬改定について（2件）		
1	介護報酬を引き上げて下さい。（2件）	現在、令和6年度介護報酬改定について、国で議論されているところです。区といたしましては、引き続き、議論の内容を注視してまいります。

【足立区高齢者保健福祉計画・第9期介護保険事業計画（中間報告）】

No	意見の概要	区の考え方
⑥ その他（89件）		
1	区的一般財源や基金（積立金）を使って、区民の負担を減らして下さい。（37件）	<p>1 介護保険にかかる費用は、その半分が公費負担とされており、区は法定負担割合の12.5%を一般財源から拠出しているため、法定負担割合を超える拠出は考えておりません。</p> <p>2 基金（積立金）には、施設整備など、それぞれ特定の目的があり、その目的以外には活用できません。</p> <p>3 区といたしましては、今後、介護保険外の高齢者サービスを充実させてまいります。</p>
2	介護保険料を年金から天引きしないで下さい。（7件）	介護保険制度では、65歳以上の方で一定以上の年金収入がある場合には、原則、年金から介護保険料を天引きする（特別徴収）ことになっておりますので、ご理解いただきますようお願いいたします。
3	現在介護を受けている人たちの話を聞くと、介護度を下げられたという話も聞きます。介護保険を使わせないためか。	要介護認定は、認定調査と主治医意見書に基づき、介護認定審査会で公正に決定しております。介護保険を使わせないために、介護度を下げるということはありません。
4	高齢者向けの宅配弁当に、区から補助金を出して下さい（2件）	高齢者の配食支援については、令和6年度実施に向けて、現在、検討しております。
5	介護保険内で行われている介護サービスのうち、紙おむつ支給や補聴器補助などのように、福祉的なものは区の裁量で介護保険外で区の福祉予算で補填できるように検討していただきたいと思っております。	紙おむつの支給事業や補聴器購入費補助については、介護保険外サービスとして、区的一般会計で予算化しております。

【足立区高齢者保健福祉計画・第9期介護保険事業計画（中間報告）】

No	意見の概要	区の考え方
⑥ その他（89件）		
6	要介護認定の申請結果を早く出してほしい。（2件）	<p>1 要介護認定は、全国一律の基準により適正な認定を行っており、申請後30日以内に結果を出すよう、法律で定められております。現在、認定結果が出るまでに、平均で39.6日（江東5ブロック（※）の平均は42.2日）かかっていますので、30日以内に結果が出るよう努めてまいります。</p> <p>※ 足立区、葛飾区、江戸川区、墨田区、江東区の5区。</p> <p>2 もし、結果が出る前に介護サービスを使う必要がある場合や、決定された要介護度で介護サービスが不足する場合には、まずは地域包括支援センター又はケアマネジャーにご相談いただくか、介護保険外サービスの利用をご検討下さい。</p>
7	私は病院に入院して、退院してから1カ月が大変でした（腰を痛めたのです）。こういう時に介護保険がつかえるといいのですが、使えるようにはならないでしょうか。	
8	色々病気を持っているので介護保険を申請しましたがだめでした。	
9	介護の認定が厳しいと聞き、申請を控えています。	
10	介ゴ支援や高令者支援の乗車チケットの発行もぜひ加えて下さい。小型のバスの配置も考え下さい。	<p>1 高齢者施策の事業として、福祉タクシーや乗車チケットの発行は考えておりません。</p> <p>2 区といたしましては、現在、交通不便度の高い入谷・鹿浜地区を対象に、デマンド交通の実証実験開始に向けて、検討を進めております。</p> <p>※ 「デマンド交通」とは、予約する利用者に応じて運行する時刻や経路が変わる交通方式のことで、予約がある場合のみ運行がなされます。</p>
11	福祉タクシーへの助成をお願いします。	
12	有料老人ホームに入居した場合は年金で入居できるよう区で補助金をだしてもらえようようにして欲しいです。	有料老人ホームの入居に対する補助金については考えておりません。
13	70才以上の人に買物券を出してください。	買物券などの支給は考えておりませんが、介護保険外の高齢者サービスを充実させてまいります。

【足立区高齢者保健福祉計画・第9期介護保険事業計画（中間報告）】

No	意見の概要	区の考え方
⑥ その他（89件）		
14	子供達の理解を広め、認知症キッズサポーターを作る。	区では、認知症サポーター養成講座を区内の小・中学校でも実施しております。今後も継続して取り組んでまいります。
15	介護をしている家族に対しての支援も検討して下さい。	区では、重度の要介護認定者を主に家族で介護している方を対象として、家族介護慰労金を支給していますので、ご活用ください。
16	現在、80歳を越え在宅生活を元気に送っている方々と交流がありますが、病気がない方には何の支援もありません。元気な方々にこそ、地域でのレクリエーションの機会を増やしてほしいと感じます。	いつまでも元気に活躍していただけるように、パークで筋トレをはじめとする介護予防事業の充実を図ってまいります。
17	介護離職者、ヤングケアラーなどへの支援をして下さい。	介護離職の支援については、くらしとしごとの相談センター（TEL03-3880-5705）が、ヤングケアラーの支援については、こども支援センターげんきこども家庭支援課（TEL03-3852-3535）がご相談に応じております。
18	国の負担を増やすなど、介護保険制度の抜本的な見直しを国に要望して下さい。（25件）	区はこれまでも国に対し、将来に渡って区の財政負担や被保険者の保険料負担が過重とならないよう、国の負担割合を引き上げるなど、介護保険制度の抜本的改革を要望してまいりました。今後も引き続き、国に要望してまいります。

【足立区高齢者保健福祉計画・第9期介護保険事業計画（中間報告）】

No	意見の概要	区の考え方
⑥ その他（89件）		
19	公聴会について。1時間20分では時間が短すぎます。資料を当日渡されて説明されても理解しきれません。	<p>1 公聴会の開催日時や時間帯については、できるだけ多くのご意見がいただけるように配慮いたしましたが、どうしても限界がありますので、同じ時期に募集しているパブリックコメント等をご利用ください。</p> <p>2 公聴会の場でなくとも、ご不明な点などございましたら、介護保険課の窓口へお越しいただくか、お電話にてお問い合わせください（TEL03-3880-5887）。</p>
20	地域包括支援センターの人を増やしてほしい。	区では、高齢者数や事業対象者数に応じて、毎年度、地域包括支援センター（ホウカツ）毎の職員数の目安を示しております。可能な限り業務が均等に行われるように、引き続き増強を図ってまいります。
21	「保木間」「はなはた」「一ツ家」地域包括センターが東保木間からどこも遠い。管轄の「センター保木間」はバスで行くのも一苦勞。もう少し柔軟にできないか。	地域包括支援センター（ホウカツ）では、窓口以外に電話でも相談を承っております。また、相談者からの要望に応じて、職員がご自宅に訪問し、お話しを伺うこともありますので、まずはホウカツまでご連絡ください。